

都市計画・建築等、手続き一覧(参考資料)

建築関係

※これはあくまで参考資料となります。関係する各法令等の確認・協議は十分に行ってください。

	法令	申請等	時期	内容	提出先/協議先	チェック欄
事前手続き	土砂災害防止法	確認	事前確認	警戒区域、特別警戒区域に該当するか確認。(特別警戒区域の場合は建築制限あり) 詳細な場所については、 http://www.sabomap.jp/yamanashi/map.php を参照。	協議:建設事務所	
	山中湖村住環境保全指導要綱	事前協議	自然公園法の前まで	施行区域2,000㎡以上又は高さ10m以上の工作物等について事前協議を行う。(事前協議書の提出)→協定へ	村総合政策課	
	山中湖村景観条例	事前協議	自然公園法の前まで	施行区域2,000㎡以上又は高さ10m以上の工作物等について事前協議を行う。(事前協議書の提出)	村総合政策課	
	山中湖村景観条例	届出(普通地域)	着手の30日前まで	新築、増・改築の場合は山中湖村景観条例に定められた届け出が必要。	村総合政策課	
	富士山景観配慮条例	各種書類の提出	事前	一定規模を超える開発、建設行為等について状お礼に基づく手続きを行う。	県世界遺産富士山課	
	モーテル類似施設等設置規則	事前協議	関係法令の許可・届出の前	『地域住民』『市町村長』『県知事』に対して旅館などの営業計画に異論がないか協議する。(事前協議書の提出)	村総合政策課 /富士東部保健所-衛生課	
	工場立地法	届出	工事の90日前まで	一定規模以上の新設、変更、氏名等の変更、承継、廃止の場合は届け出。	村観光産業課	
	特別名勝富士山	許可	確認申請前	国道138号線の一部周辺が文化財保護法(特別名勝)に指定されているため現状変更許可申請を行う。	村教育委員会 /県学術文化財課	
	埋蔵文化財	届出	着手の60日前まで	行為予定地等が埋蔵文化財包蔵地に該当する場合は、文化財保護法に伴う届出が必要	村教育委員会 /県学術文化財課	
	上下水道	申請		簡易水道、公共下水道を使用する場合は申請	村建設水道課	
	山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例	届出	工事30日前	一定規模以上の揚水設備を設ける場合、もしくは変更・廃止など行う場合届出	富士東部林務-環境課	
	山中湖村地下水採取の適正化に関する要綱	届出	事前	井戸の設置、変更をする場合は届け出	村建設水道課	
	自然公園法(工作物の新築許可)	許可(特別地域)	確認申請の前	工作物の新築、改築、増築等の際には許可申請が必要	村総合政策課 /富士東部林務-森づくり推進課	
	自然公園法(工作物の届出)	届出(普通地域)	確認申請の前	建築物で高さ13m又は延べ面積1000㎡を超えるとき届出が必要	村総合政策課 /富士東部林務-森づくり推進課	
	開発許可	許可	確認申請の前	3,000㎡以上の土地の開発行為を行う場合は都市計画法29条の許可が必要	村総合政策課 /建設事務所-計画指導担当	
	土壤汚染対策法第4条	届出	着手の30日前まで	3,000㎡以上の土地の形質変更を行おうとする者は届け出。掘削・盛土の区別を問わない。 一つの事業であれば、同一敷地内でなくても、面積の合計が3,000㎡を超える場合は届け出。	山梨県森林環境部大気水質保全課 水質担当	
	建設リサイクル法	届出	工事着手の7日前まで	延べ面積500㎡以上の建築物の新築・増築、工事金額1億円以上の建築物の修繕・模様替え等の工事(リフォーム等)、工事金額500万円以上のその他の工作物に関する工事(土木工事等)については届出。	村総合政策課 /建設事務所-建築住宅担当	
	建築基準法42条	確認	事前確認	当該地が建築基準法上の道路に接しているか確認	村総合政策課 /建設事務所-建築住宅担当	
	農地法	許可	確認申請の前	農地を農地以外の目的に転用して利用する場合許可が必要である	村観光産業課	
	森林法	届出	確認申請の前	森林簿に記載されている土地の伐採を行う場合に届出を行う	村観光産業課	
	林地開発許可	許可	確認申請の前	1ha以上の民有林(山林)を開発する際に許可が必要である	村観光産業課	
	山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例	届出	権利の移転・設定に係る契約締結の30日前	水源地域内であり、原則登記地目を問わず、現況が森林(伐採跡地も含む)であり、売買契約、贈与契約、交換契約、使用貸借契約、賃貸借契約といった土地の所有権等の移転等の契約を締結しようとする場合(相続は対象外)に届出を行う	富士東部林務-森づくり推進課	
	騒音規制法・振動規制法	届出	工事着手の30日前まで	指定地域内において、対象となる機器・設備を有する工場又は事業場を設置しようとする場合、内容について届出を行う	村クリーンセンター	
山梨県障害者幸住条例	届出	着手30日前まで(確認申請前)	山梨県障害者幸住条例施行規則に定められた規模を超えるもので、且つ一部用途を除き床面積の合計が2,000㎡以内のものは届け出が必要。	村福祉健康課		
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	適合義務(一部努力義務)		通称バリアフリー法。対象となる建築物については、同法律で定められた基準に適合しなければならない ※特別特定建築物は適合義務、特定建築物は努力義務	協議:建設事務所建築住宅担当		

確認申請	建築基準法	確認申請		新築の場合は必ず申請。増・改築の場合は、10㎡以上の場合は必要。提出は村、もしくは民間の確認検査機関に行く。	富士東部建設事務所 -建築住宅担当	
	浄化槽設置届	届出	建築時の場合は確認申請と同時	浄化槽を設置する場合届出を行う(県)	協議:村生活産業課 /富士東部林務-環境課	
	浄化槽等汚水終末処理槽設置届	届出	建築時の場合は確認申請と同時	浄化槽を設置する場合届出を行う(村)	協議:村建設水道課	

※計画の変更があった場合は各変更申請が必要となる

工事中	中間検査	申請	特定工程を終えてから4日以内	特定工程を要する建築物の場合は申請が必要	村総合政策課 /建設事務所-建築住宅担当	
-----	------	----	----------------	----------------------	-------------------------	--

完了後	完了検査	申請	工事完了後4日以内に建築主事に到達出来るように申請	建築工事が終了後、申請が必要	村企画まちづくり課 /建設事務所-建築住宅担当	
	自然公園法完了報告	報告	行為完了後	自然公園法による行為の完了報告を山梨県に直接行う(完了写真添付)	富士東部林務環境事務所 森づくり推進課	
	山中湖村景観条例完了届	届出	行為完了後	届出行為について、行為完了後速やかに届け出る。	村総合政策課	

※上記以外にも必要な完了報告等を行う

都市計画・建築等、手続き一覧(参考資料)

その他

※これはあくまで参考資料となります。関係する各法令等の確認・協議は十分に行ってください。

	法令	申請等	時期	内容	提出先/協議先	チェック欄
土地取引関係	公有地の拡大の推進に関する法律	届出	土地売買契約前 1年間有効	(事前届出):10,000㎡以上の土地を有償譲渡しようとする場合、売り主が山中湖村長に届け出ることが義務付けられている。地方公共団体はその土地の買取を希望する場合、優先的に買取の協議を行うことができる。(申出):200㎡以上の土地について地方公共団体に買取を希望する場合、村長に申し出ることができる。	村総合政策課	
	国土利用計画法	届出	土地売買の契約日を含め2週間以内に	5,000㎡以上の土地取引を行った場合、土地売買等の契約締結日を含めて2週間以内に、買主が国土利用計画法に基づく届出が必要	村総合政策課	

解体	建設リサイクル法	届出	工事着手の7日前まで	80㎡以上の解体工事について、分別解体、再資源化が義務付け。	村総合政策課 /建設事務所-建築住宅担当	
	建築物除却届	届出	遅滞なく	建築基準法第15条第1項の規定に伴う届出	村企画まちづくり課 /建設事務所-建築住宅担当	

造成等	開発許可	許可	確認申請の前まで	3,000㎡以上の土地の開発行為を行う場合は都市計画法29条の許可が必要	村総合政策課 /建設事務所-計画指導担当	
	山中湖村住環境保全指導要綱	事前協議	確認申請の前まで	2,000㎡以上の土地の開発行為を行う場合に事前協議を行う	村総合政策課	
	自然公園法(土地の形状変更)	許可(特別地域)	着手の1ヶ月前まで	土地の形状を変更する場合、規模の大小に係らず申請が必要(建築物との関連行為)	村総合政策課 /富士東部林務-森づくり推進課	
	自然公園法(土地の形状変更)	届出(普通地域)	着手の1ヶ月前まで	高さ5m、面積200㎡以上の場合届出が必要	村総合政策課 /富士東部林務-森づくり推進課	

色彩変更	自然公園法(色彩変更)	許可(特別地域)	着手の1ヶ月前まで	特別地域内で工作物・建築物の色彩を変更する場合は申請	村総合政策課 /富士東部林務-森づくり推進課	
	山中湖村景観条例	届出(普通地域)	着手の30日前まで	普通地域内で工作物・建築物の色彩変更をする場合は山中湖村景観条例に定められた届け出が必要。	村総合政策課	

看板等	建築基準法	確認申請		定められた規模等を超えるものについては、工作物の確認が必要となる。	富士東部建設事務所 -建築住宅担当	
	自然公園法(広告物の設置)	許可(特別地域)	着手の1ヶ月前まで	特別地域内で看板等広告物を設置する場合は申請	村総合政策課 /富士東部林務-森づくり推進課	
	自然公園法(広告物の設置)	届出(普通地域)	着手の1ヶ月前まで	普通地域内で看板等広告物を設置する場合は申請	村総合政策課 /富士東部林務-森づくり推進課	
	山梨県屋外広告物条例	許可	着手の10日前まで	看板等広告物を設置する場合は申請	富士東部建設事務所吉田支所 富士北麓景観対策課	

各連絡先

国出先機関

・富士五湖自然保護官事務所(0555-72-0353)(富士吉田市上吉田5597-1)

山梨県庁

・山梨県産業労働部産業集積推進課(055-223-1472)(甲府市丸の内1-6-1)

・山梨県森林環境部大気水質保全課(055-223-1511)(甲府市丸の内1-6-1)

・山梨県学術文化財課(0552-23-1790)(甲府市丸の内1-6-1)

山中湖村

・企画総合政策課(0555-62-9971)

・建設水道課 (0555-62-9974)

・福祉健康課(0555-62-9976)

・教育委員会(0555-62-3813)

・観光産業課(0555-62-9977)

山梨県出先機関

・富士東部建設事務所 建築住宅担当(0554-22-7817)(大月市大月町花咲1608-3)

・富士東部建設事務所 吉田支所 富士北麓景観対策課(0555-24-9049)(富士吉田市上吉田1-2-5)

・富士東部林務環境事務所 森づくり推進課(0554-45-7884)(都留市田原2-13-43)

・富士東部林務環境事務所 環境課(0554-45-7811)(都留市田原2-13-43)

・富士東部保険所 衛生課(0555-24-9033)(富士吉田市上吉田1-2-5)